

地主法律の適用に應ずる場合又無しとしない。
 而して調停委員會に於て決定せる條項中、土地問題に關
 るる條項あるとき小作人が若しその條項に違反し又は條
 項の趣旨を充分に理解し得ずして條項を守ることを見つ
 た場合は小作人は遂に土地取上げの責任を負ふのであ
 る。費用と日時を省き簡単に決められたる調停條項によ
 り父祖代々守り習て来た耕地を直ちに取上げられてし
 まふのである。この故に吾々は調停に並むに當り土地に
 關する條項を決めることに極力反對して闘つてゐるので
 ある。
 併しなから調停條項決定後、地主と小作人との間で別段
 の契約をすれば右の調停條項はその契約の範圍内に於て
 効力を失ひ、後から決まつた契約が生きて來る。而し地

主か小作人の調停條項違反を理由として、土地取上げを
 求める際は地主は常に後から決めた契約事實を隠蔽し、
 裁判所に執行文を求める。裁判所も小作く事實を調査せ
 ずに地主の言ふかまに執行文を付與して地主の土地取
 上げに拘束してゐる。次ぎの地主小作人間の問題は地主
 と小作人との間に調停條項を破棄し和解契約をなしたる
 ものにも小拘裁判所はその事實を究めずして、地主一方
 の言を聞き、地主の言ふかまに執行文を附與して小作
 人の耕地を取上げさせたものである。而して小作人は土
 地取上反對のため、一時大衆行動を以て闘つたが、法律
 上の救済手段と相應することなく、計劃的な戦術の排除
 から遂に保證を得て止むを得ず土地を手離すに至つた